

## 豆類関係対策の概要

豆類の安定生産を図るため、複数年契約取引の拡大や、新品種の導入・種子生産等を支援します。

### 1. 豆類の複数年契約取引

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援します。

事業実施主体 農業者の組織する団体 等

支援単価等

- 支援単価：4,000円/10a

- 補助金額 = ( A - B ) ÷ C × 支援単価

A：事業実施年産の補助対象となる契約取引数量 (kg)

B：事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量 (kg)

C：補助対象品目に係る地域の平均単収 (kg/10a)

### 2. 豆類の新品種導入

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種を導入する取組を支援します。

事業実施主体 農業者の組織する団体 等

支援単価等

- 支援単価：7,500円/10a

- 対象面積：新品種の導入面積のうち前年産からの増加分

### 3. 豆類の新品種子の安定生産

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の種子を生産する取組を支援します。

事業実施主体 農業者の組織する団体 等

支援単価等

- 支援単価：20,000円/10a

- 対象面積：新品種種子の生産を行う面積

